

決 定 書 (案)

住 所  
異 議 申 立 人 名

異議申立人が平成26年11月11日付けで提起した異議申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立てを棄却する。

理 由

1 開示請求内容及び異議申立ての経緯

開示請求内容及び異議申立ての経緯は、川崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）から平成27年12月22日付け27川情個第40号をもって答申された別添写し「公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて(答申)」(以下「答申書」という。)の「2 開示請求内容及び異議申立ての経緯」のとおりである。

2 決定の理由

本件異議申立てに対し、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第22条第2項の規定に基づき、審査会の答申の趣旨を尊重して審査を行った結果、主文のとおり決定するものであり、決定理由は別添答申書の「5 審査会の判断」と同様である。

よって、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

平成28年2月 日

川崎市教育委員会  
委員長 峪 正人